

千葉市里親登録証取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和20年法律第164号。以下「法」という。)第6条の4に規定する里親の制度を社会に広く普及するとともに、養育里親及び養子縁組里親(以下「里親」という。)であることの身分を証明する里親登録証を交付することにより、里親が要保護児童に関する必要な手続きを円滑に行うことを目的とする。

(里親登録証の交付)

第2条 市長は、里親認定登録通知書及び里親登録更新通知書の交付に併せて養育里親登録証又は養子縁組里親登録証(以下「里親登録証」という。)(様式第1号)を交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合にあっては、この限りではない。

(記載する事項)

第3条 里親登録証には、里親氏名、フリガナ、住所及び生年月日、登録番号、登録年月日並びに有効期間(養子縁組里親登録証を除く)を記載することとする。

(有効期間)

第4条 里親登録証の有効期間は、法第34条の19に規定する里親登録名簿の有効期間と同一の期間とする。

(再交付)

第5条 里親登録証の交付を受けた者は、里親登録証を紛失したとき、又は破損等により使用に耐えなくなったとき、又は里親登録証の記載事項に変更が生じたときは、里親登録証再交付申請書(様式第2号)により里親登録証の再交付を申請することができる。

(返還)

第6条 里親登録証の交付を受けた者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに里親登録証を返還しなければならない。

- (1) 里親登録名簿から削除されたとき。
- (2) 第4条に規定する有効期間が満了したとき。ただし、養子縁組里親を除く。
- (3) 破損等により使用に耐えなくなったとき、又は記載事項に変更が生じたとき。
- (4) 再交付後、紛失した里親登録証が見つかったとき。

附則

- 1 この要綱は、平成28年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に里親登録名簿に登録された者においては、第2条の規定にかかわらず里親登録証を交付するものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。